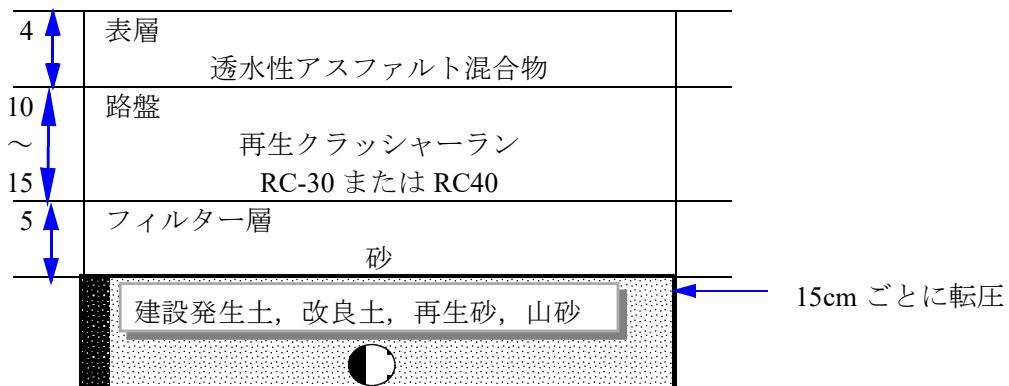
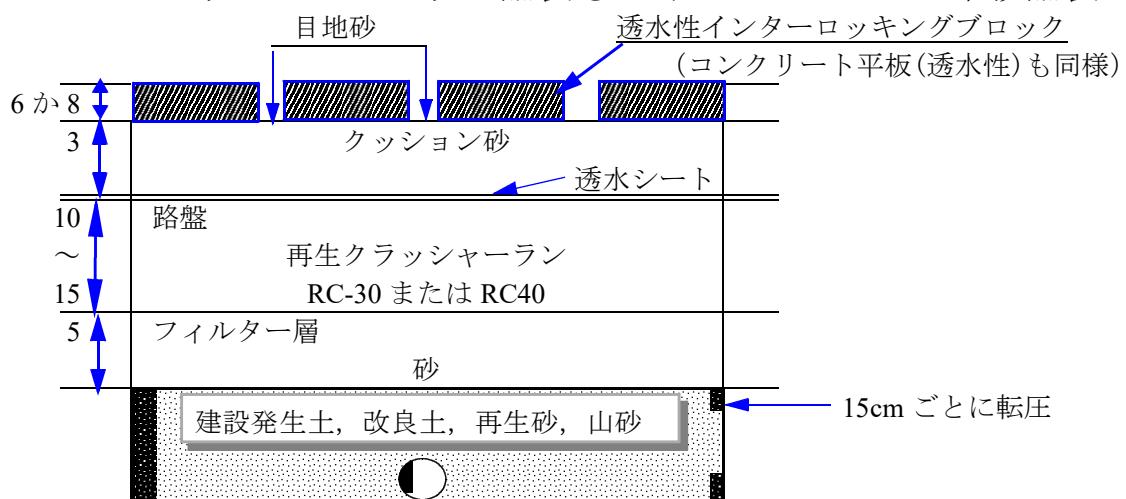


2 歩道舗装復旧構成

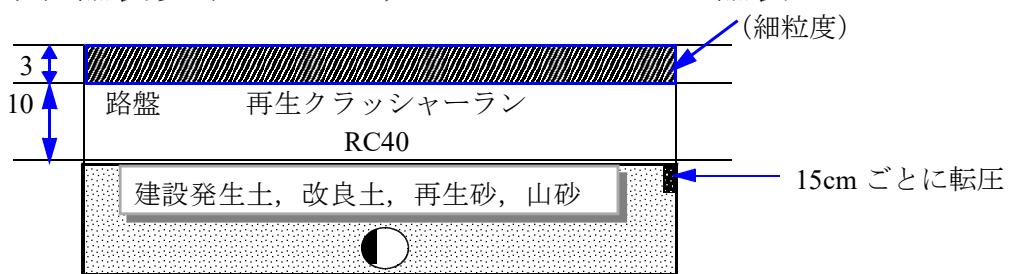
(1) アスファルトコンクリート舗装（透水性）



(2) インターロッキングブロック舗装もしくはコンクリート平板舗装



(3) 透水性舗装以外のアスファルトコンクリート舗装



- (注)
- 1 歩道の復旧は、原形復旧を原則とする。原形が不明確な場合は、上記(1)から(3)のいずれの方法で復旧をするか、別途職員が指示する。
 - 2 歩道の復旧平積は現場立会により復旧を要する部分を決定する。（掘削巾+実影響巾）
 - 3 掘削土砂をそのまま利用することが不適当である場合を除いて、掘削土砂をそのまま埋め戻すことを承認すること。
 - 4 車両出入口部や特殊な場合（軟弱地盤）の舗装構造については、別途職員の指示によること。
 - 5 透水性舗装を施工する際に、路盤上のプライムコート、表層と基層の間のタックコートは、雨水の浸透を阻害するので設けないこと。

3 浅層埋設について

※「道路管理事務の手引き（占用関係通知集）」平成21年4月 参照（P153から）

電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について

(1) 電気事業及び電気通信事業等

- ・電線を車道の地下に設ける場合
道路の舗装の厚さに0.3mを加えた値又は0.6m以下としないこと。
- ・電線を歩道の地下に設ける場合。
原則として車道部分の高さから0.5m以下としないこと。

(2) 水道事業及びガス事業

- ・水管又はガス管を車道の地下に設ける場合
道路の舗装の厚さに0.3mを加えた値又は0.6m以下としないこと。
- ・水管又はガス管の本線以外の線を歩道の地下に設ける場合
原則として車道部分の高さから0.5m以下としないこと。

(3) 下水道事業

- ・下水道管の本線を地下に設ける場合
道路の舗装の厚さに0.3mを加えた値又は1m以下としないこと。
- ・下水道管の本線以外の線を、車道の地下に設ける場合
道路の舗装の厚さに0.3mを加えた値又は0.6m以下としないこと。
- ・下水道管の本線以外の線を、歩道の地下に設ける場合
原則として車道部分の高さから0.5m以下としないこと。
- ・下水道管に外圧1種ヒューム管を用いる場合
1m以下としないこと。

（注1）歩道埋設時に基準となる車道部分の高さについて

歩道埋設時における車道部分の高さとなる基準点は、その歩道に隣接した車道端部の高さとする。

（注2）車道における舗装の厚さの定義について

改良済区間等で舗装構造が明確な場合は、その舗装構成における舗装と路盤の最下面を舗装の厚さとする。埋戻材料については、その舗装構造における路盤、路床材料と同等以上のものを使用する。

未改良区間等で舗装構成が不明な区間の場合は、現在の交通区分に基づき、千葉県道路占用工事共通指示書による「舗装構成標準図」の舗装と路盤の最下面を舗装の厚さとする。

交通区分が複数存在する場合には、個別具体的に検討し、占用区間の代表的な交通区分による舗装構成標準図の路盤を舗装の厚さとする。埋戻材料については、千葉県道路占用工事共通指示書における路盤、路床材料による。

（注3）従来の基準の取扱いについて

適用対象となる事業と埋設深さについては、上記(1)から(3)に掲げるとおりであるが、道路の舗装構成、道路附属物、土質の状況、交通状況及び気象状況等から勘案し、従前の取扱いによるものとする。上記(1)から(3)以外の事業に使用する埋設管路が今回適用する管路と同一あるいは同等以上の強度が証明されるならば、適用可能とすることとする。

この場合、H11.10.20付道維第20号の2で適用する管路と同一あるいは同等以上の強度の証明の方法については、申請者に使用する管渠等の規格、構造計算等により個別に対応するものとする。

(参考例1) 車道に地下管路を埋設する場合 (単位 : cm)

例 【B】交通

車道

0 以下と しない。 除く下 水道管 本線と外 圧1種 ヒューム 管	アスファルト	10
	再生粒調碎石	15
	再生クラッシャーラン 又は碎石クラッシャーラン	15
	再生クラッシャーラン 又は碎石クラッシャーラン	15
	再生クラッシャーラン 又は碎石クラッシャーラン	15
	建設発生土、再生砂、改良土 又は良質土	30

太括弧内が通達中の「舗装の厚さ」である。

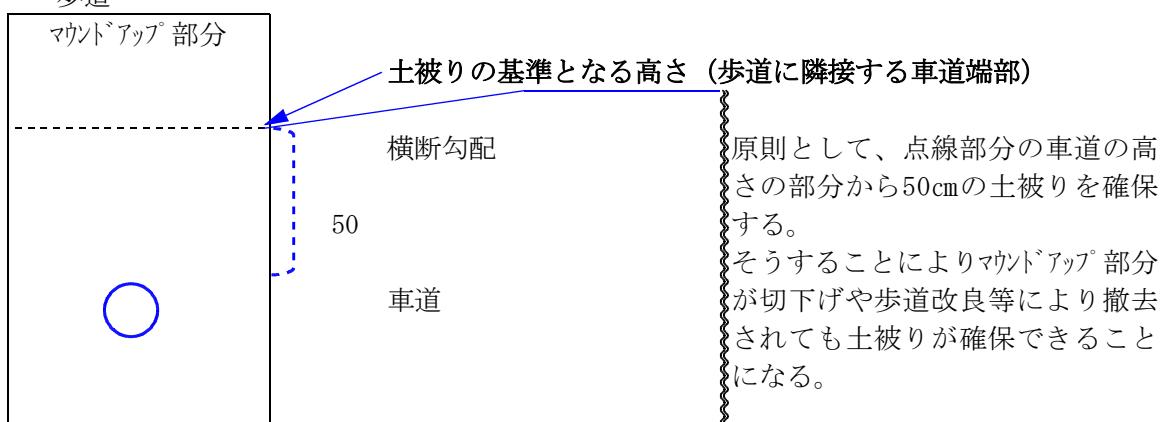
舗装の厚さの定義は、H11.10.20道環第20号2参照

路盤から 30cm の位置に地下管路を設置することが可能になる

ただし、土被りが 60cm 以下にならないようにすること。(下水道管の本線と外圧 1 種ヒューム管について 1 m の土被りを確保すること。)

(参考例2) 歩道に地下管路を埋設する場合 (単位 : cm)

歩道



現況の許可基準に「車道の高さ部分」という記述はないものの、今後の高齢化社会、身障者のためのバリアフリー化に配慮するためにマウントアップ型は車道と同じ高さへ改良されていくことが予想される。将来この改良を行うごとに占用物件に対策を講じることは効率的でない。このため、切り下げによっても所定の土被りを確保し、将来のバリアフリー化に支障無く対応するために、土被りの基準位置を車道面と同じ高さになる点とすることとする。なお、前述のとおり従前の基準の適用を妨げるものではない。

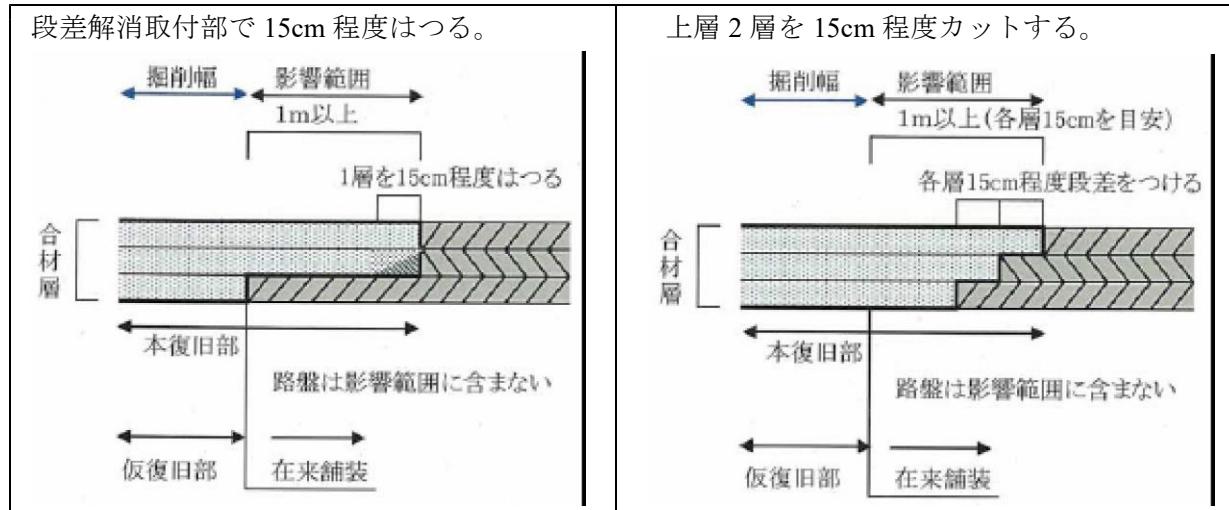
※H11.10.20付道環第20号の2を適用する場合については、既設占用物件の把握が重要になると思われる。不測の事故を防ぐためにも、占用申請者は占用申請時に、既設占用物件を精査すると共に、既設占用物件に支障の無いよう設計を行うよう指導すること。この結果この基準を適用することが困難となる場合は、従前の取扱いによるものとすること。また、占用者は、工事施工時に既設占用物件を破損することの無いよう細心の注意を払うこととすること。

※H11.10.20付道環第20号の2における「適用対象となる事業と埋設深さについて」の土被りについて「～cm以下としない」という記述は、土被りが「～cm」確保されていれば可と解釈するものとする。

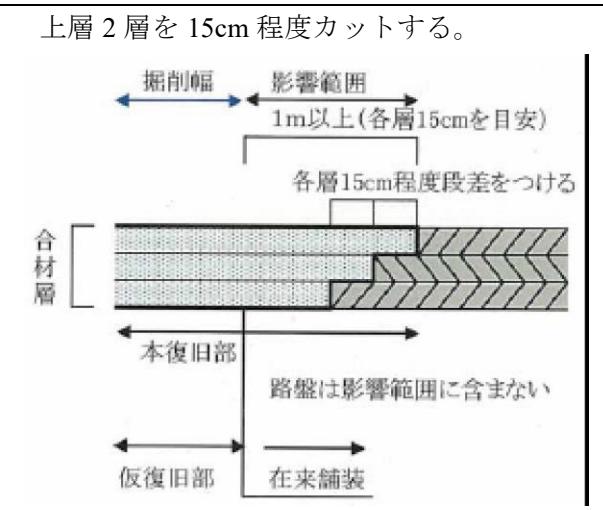
4 段差解消施工図

新旧舗装の継手部分は、縦断・横断方向とも下記断面図のとおり、段差解消取付を行うことを原則とする。

①はつり法



②カット法



注 1 片側全面復旧での縦断方向についてはこの限りではない。

注 2 アスファルト 2 層分（表層・基層）について、合材接着テープ等を使用することが望ましい。

注 3 路盤は仮復旧時に復旧し、影響範囲をとらない。本復旧時は、上記合材層の影響範囲をとる。

注 4 在来舗装の痛みが少ない場合は、アスファルト 2 層分のみ影響範囲をとり、本復旧することとしてよい。

注 5 在来舗装の痛みが酷い等、上記の施工が困難な場合は、別途所長等の指示により施工方法を定める。

※ 合材層→表層・基層等からなる。

5 掘削の制限

舗装路面は、原則として次の期間は掘削を許可しない。

- (1) セメントコンクリート舗装 5年
- (2) アスファルト舗装 3年

6 土留工を必要とする掘削

- (1) 掘削する深さが 1. 5 mを超える場合には、原則として土留工を施すこと。
- (2) 土留板は、掘削後直ちにはめ込むこと。
- (3) 杣又は矢板は、埋めごろしてはならない。